平成３０年（フ）第２５号
茨城県神栖市木崎2406番地184　コーポラス幸武107―103
債務者　米田　　幸
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第１７９号
京都市右京区太秦森ケ前町21番地13　コープ森ヶ前103
債務者　草姥　拓司
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９０号
京都府向日市寺戸町二ノ坪８番地の２
債務者　齊藤　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９１号
京都府向日市寺戸町二ノ坪８番地の２
債務者　齊藤　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
兵庫県姫路市北平野南の町５番50号
債務者　福田　康浩
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１１１号
兵庫県姫路市北平野南の町５番50号
債務者　福田　美加
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１２７号
兵庫県姫路市広畑区高浜町２丁目58番地４
債務者　堀部　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第６４号
広島市安芸区中野４丁目８番17号
債務者　西岡　育子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１号
広島市佐伯区石内南２丁目11番18号
債務者　角田　雅美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０２号
広島県東広島市西条町御薗宇5812番地
債務者　石川ロエナこと　ＩＳＨＩＫＡＷＡ　ＲＯＷＥＮＡ　ＭＯＮＴＩＦＡＲ
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３８号
広島県廿日市市城内１丁目６番26―201号
債務者　中村　延寿
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０３号
広島市安佐南区東原３丁目７番４―104号
債務者　伊藤　允秀
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７１号
秋田市横森４丁目６番45号　横森ハイツ202号
債務者　川上　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０１６号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番19―504号
債務者　粟飯原正尚
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８６号
神戸市長田区川西通３丁目55番地１―203号
債務者　松山英子こと　ＹＡＮＧ　ＹＥＯＮＧ　ＪＡ　梁　　英子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０１号
神戸市長田区四番町３丁目公有地市住24―404号、従前の住所神戸市長田区五番町１丁目６番地の13
債務者　木下　　龍
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部